

みやぎ36協定適正化キャンペーンの実施について

～ さぶろくきょうてい 36協定を届け出ていますか？ ～

1 36協定について

労働基準法で定める労働時間を超えて労働（時間外労働）させるとき、また、同法で定める休日
に労働（休日労働）させるときには、時間外労働ができる時間、休日労働ができる休日などを労使
で協定し、労働基準監督署に届け出る必要があります。この協定は、労働基準法第36条に定めら
れていることから「36協定（さぶろくきょうてい）」といわれています。

時間外労働については、一定の限度（「限度時間」といわれています。）が定められています。ま
た、限度時間を超える時間外労働については、時間数や手続等について、労使で協定（「特別条項付
き協定」といわれています。）しなければなりません。なお、36協定の締結及びその届出なく時間
外労働・休日労働を行った場合や、36協定の範囲を超える時間外労働・休日労働は、労働基準法
の違反となります。

2 みやぎ36協定適正化キャンペーンについて

36協定の届出数は、依然として宮城県内の事業場数との隔たりがあり、36協定なく違法な時
間外労働や休日労働を行わせる事業場の存在が疑われるところです。また、労働基準監督署による
調査の結果、中には36協定の範囲を超えて長時間にわたる時間外労働を行わせていた事業場もあ
るなど、問題が認められるところです。

このため、36協定の届出が集中する時期（主に3月・4月）の直前である2月を実施期間とす
るキャンペーンを実施し、特に下記について、事業場の労使の取組を促進することといたしました。

本取組の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

- (1) 36協定を届け出ているか、有効期間が切れていないか、点検すること。
- (2) 限度時間等36協定の内容が守られているか、点検すること。
- (3) 時間外労働・休日労働を必要最小限にするよう、協議すること。

なお、36協定の様式につきましては、当ホームページの様式集からダウンロードできますので、
御活用下さい。